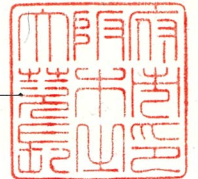


茨木市公告第8号

一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託に係る
プロポーザル公告について

一般廃棄物処理基本計画策定支援業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和6年4月22日
茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

(1) 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき平成28年3月に策定した茨木市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画で構成される、以下「現行基本計画」という。）は、令和7年度に計画期間の満了を迎えることから、中間年度に行った見直し内容も考慮しつつ、更なる循環型社会の構築をめざし、今後10年を見据えた新たな計画を策定することで、ごみの減量と再資源化を推進することを目的とする。

(2) 業務名

一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託

(3) 業務内容

仕様書のとおり（令和7年度の仕様書については、参考見積書に用いるものである。）

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

委託料 11,374,000円（税込）

提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去 5 年間に於いて、他自治体における本業務と同種と認められる業務の履行実績があること。この場合において、同種の業務とは、一般廃棄物処理基本計画策定または改定に係る業務のことをいう。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別紙のとおり

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、「質問書兼回答書」（様式 1 号）に質問事項、会社名、FAX 番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール又は FAX で資源循環課（以下「事務局」という。）宛送信すること。

提出期限：令和 6 年 5 月 7 日（火）午後 5 時まで（必着）

提出先：茨木市産業環境部資源循環課

E-mail：shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(627)0289

※ 電子メール又は FAX 以外の方法による質問は受け付けない。

イ 質問に対する回答は、質問書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和 6 年 5 月 10 日（金）

掲載場所：茨木市ホームページ 資源循環課のページ

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjuncan/in>

dex.html

(3) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式1）
- ② 業務実施体制調書（様式2）
- ③ 事業者の概要が記載されたパンフレット等

イ 提出先：茨木市産業環境部資源循環課

（茨木市役所南館3階25番窓口）

ウ 提出期限：令和6年5月15日（水）午後5時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

5 問い合わせ先

茨木市産業環境部資源循環課 担当 濱田、西谷、前原

TEL 072-620-1814(直通)

FAX 072-627-0289

E-mail: shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp